県立公園条例第4条第1項に規定する行為をする場合

行為の種類		単位		金額
物品販売	公園又は公園施設を移動して販	販売員1人につき1日		740 円
	売する場合			
	臨時に施設を設ける場合	1 m²につき1日		740 円
物品頒布	公園又は公園施設を移動して頒	1人につき1日		740 円
	布する場合			
	臨時に施設を設ける場合	1 ㎡につき 1 日		740 円
募金その他こ	公園又は公園施設を移動して行	1人につき1日		740 円
れに類する行	う場合			
為	臨時に施設を設ける場合	1 ㎡につき1日		740 円
業としての写真撮影等		1日につき		650 円
業として写真等撮影会、又は映画会		1日につき		12,900 円
業としての映画の撮影等				
興業その他こ	ウォーキング教室、マラソン大会	1 目に	4時間を超え	2,440 円
れに類する行	その他これに類する行為をする	つき	る場合	
為	場合		4時間を超え	1,220円
			ない場合	
展覧会、博覧会、集会その他これらに類する催し		1 ㎡につき1日		10 円
のための公園の全部又は一部の独占利用(有料公				
園施設を除く)				
競技会その他これに類する催しのための公園の全		1 ㎡につき 1 日		10 円
部又は一部の独占利用(有料公園施設を除く。)				
音楽会その他これに類する催しのための公園の全		1 ㎡につき 1 日		10 円
部又は一部の独占利用(有料公園施設を除く。)				

- 注1 表示面積又は占用面積に $1 \, \text{m}^2$ 未満の端数があるときは、その端数を $1 \, \text{m}^2$ として計算するものとする。
- 注2 興行その他これに類する行為のうちウォーキング教室、マラソン大会その他これらに類する行為をする場合の金額は、参加者30人までの場合の金額とし、参加者が30人を超えるときは、その超える人数一人ごとに80円を加算するものとする。

ただし、参加者が300人以上の場合は、300人を上限として計算するものとする。